

新型コロナウイルスに関する注意喚起
(その39：日本からのスウェーデンへの入国禁止等)

令和3年2月3日

(ポイント)

- 日本居住者はスウェーデンに入国できる例外から除外され、入国禁止の対象となりました（2月6日から）。
- また、例外的に入国することができる外国人についても、48時間以内のコロナウイルス陰性証明を提示できない限り、スウェーデンに入国できなくなりました（2月6日から3月31日まで）。
- ただし、これらには例外があります。

(本文)

1 日本居住者はこれまで、スウェーデンへの入国禁止の例外として入国が認められてきましたが、今般、この例外から除外され、スウェーデンへの入国禁止の対象となりました。この措置は2月6日から開始されます。

2 また、例外的に入国が認められる外国人については、どこから到着するかを問わず、48時間以内のコロナウイルス陰性証明を提示できない限り、スウェーデンに入国できなくなりました。この措置は2月6日から開始され、3月31日までとされています。

<https://www.government.se/press-releases/2021/02/negative-covid-19-test-required-for-entry-into-sweden/> (政府プレスリリース：英語)

3 ただし、これらの措置にはいくつかの例外が定められています。詳細についてはスウェーデン司法省及びスウェーデン警察のホームページから最新の情報を確認してください。

スウェーデン司法省ホームページ (英語)

<https://www.government.se/government-of-sweden/ministry-of-justice/>

スウェーデン警察ホームページ (英語)

<https://polisen.se/en/>

スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、引き続き手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報をお願いします。

日本に帰国される方におかれましては、日本到着後の待機場所や移動手段について、以下のリンクをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q4-1

これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館HPに掲載して

います。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認ください。

- スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

- 世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

- 1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

- 厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○LINE公式アカウントQRコードページ

<https://lin.ee/qZZIxWA>

- 法務省：新型コロナウイルス関係

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ）

+81-(0)3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

（その他の問い合わせ先）

在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

H P：http://www.se.emb-japan.go.jp